

第1日目（11月9日）

○**議会事務局長** 皆様、おはようございます。傍聴の皆様、朝早くから大変ありがとうございます。議会事務局長の天津でございます。議員の皆様におかれましては、去る10月17日に行われました南魚沼市議会一般選挙におきまして、見事ご当選を果たされました。心からお祝い申し上げます。今後4年間、市民の負託に応え、市の発展にご尽力いただくわけですが、健康には十分ご留意いただきまして、大いなる活躍をお願い申し上げます。

本臨時会は、選挙後初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。ただいまの出席議員中、関常幸議員が最年長の議員でありますので、ご紹介申し上げます。

関常幸議員。

○**臨時議長（関 常幸君）** ただいま、ご紹介いただきました関常幸でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を行わせていただきます。ご協力をよろしくお願いいたします。

○**臨時議長** ただいまから令和3年第2回南魚沼市議会臨時会を開会いたします。

○**臨時議長** ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から欠席の届けが出ておりますので、報告いたします。

[午前9時32分]

○**臨時議長** 臨時議長において進める議事日程につきましては、お手元に配付のとおりといたします。

○**臨時議長** 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席はただいまの議席といたします。

○**臨時議長** お諮りいたします。本臨時会は初議会でありますので、ここで議員の自己紹介をお願いしたいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。

○**臨時議長** ただいまから仮議席番号順に番号とお名前を読み上げますので、順次登壇の上、住所、氏名、職業程度の自己紹介をお願いいたします。

1番・黒岩揺光君。

○**黒岩揺光君** おはようございます。黒岩揺光と申しまして、浦佐で生まれて15歳でアメリカに行ってから20年ぐらい離れていました。5年前に戻ってきてまして、昨年からは余川に住んでおります。今、職業は民宿とかシェアハウスを運営しながら、趣味でブログを書いております。皆さんの心が温まるブログを書きたいと思っておりますので、何とぞよろしく申し上げます。

○**臨時議長** 2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君　吉里 2766 に住んでおります、川辺きのいと言います。職業は今、共産党の魚沼地区委員会の委員長をさせてもらっています。皆さんと共に力を合わせて住民のために頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○臨時議長　3 番・大平剛君。

○大平 剛君　皆様、おはようございます。大平剛でございます。地区は東地区の茗荷沢に住んでおります。職業としましては、建設業に勤務しております。今回 2 期目ですが、残念ながら私がまた最年少、最重量の議員になってしまいました。ぜひ、最重量にふさわしい重厚な議論ができるように頑張りますので、よろしくお願いいたします。

○臨時議長　4 番・目黒哲也君。

○目黒哲也君　東泉田区の目黒哲也と申します。現在、六日町温泉で旅館業を営ませていただいております。2 期目になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長　5 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君　どうもおはようございます。梅沢道男でございます。住所は南魚沼市欠之上です。職業は無職ということで、議員一本でまた 4 年間頑張らせていただきます。よろしくお願いいたします。

○臨時議長　6 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君　大崎 1700 に住んでおります、田中せつ子です。3 期目となりました。補欠選挙で初当選をしましたので、3 期目ではありますが、まだ 5 年しかたっておりません。常に初心忘るべからずで頑張っていきたいと思います。無職でありますので、議員一本で頑張っておりまいます。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長　7 番・中沢道夫君。

○中沢道夫君　中沢道夫です。住所は奥 18 の 4、職業は 2 町歩ちよつとの田んぼをやっています。農業です。私も期は 3 期目ですが、最初は 1 年だけでしたので、まだまだ若輩ですが、頑張りますのでよろしくお願いいたします。

○臨時議長　8 番・永井拓三君。

○永井拓三君　永井拓三でございます。3 期目です。住所は上町 1 丁目です。職業は山岳ガイドを中心とした会社を経営しております。また初心に戻りながら市民目線で一生懸命議論していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○臨時議長　9 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君　9 番の議席をいただきました勝又貞夫です。住まいは合併前の旧六日町美佐島であります。年齢は 67 歳。私の職業は地元の弱小零細企業の役員であります。議員になって初めてのとき、自己紹介で「新人、しがらみなし」と申し上げたことを思い出します。既に私は新人ではありません。どのようにしがらんでいるかは、皆さんの想像にお任せいたします。3 期目の後半はしがらみから解放されてみたいものだ、そのように思っています。以上です。よろしくお願いいたします。

○臨時議長　10 番・吉田光利君。

○吉田光利君　おはようございます。五十沢地区京岡新田に住んでいる吉田光利でございます。職業は就労支援サービスの会社で役員をやらせていただいております。2期目になりますが、初心を忘れず頑張っていきたいと思っておりますのでどうかよろしく願い申し上げます。

○臨時議長　11番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君　おはようございます。塩川裕紀と申します。合併前の旧六日町の五日町というところに住んでおります。3期目になります。職業は自営で自転車・オートバイの販売修理をさせていただいております。3期目ですが、皆様の声を力に、また4年間頑張らせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○臨時議長　12番・清塚武敏君。

○清塚武敏君　清塚武敏です。旧町、藪神一村尾出身であります。3期目になります。8年が過ぎました。家業と申しますか、私は農業、地元では認定農業者、そして有機米部会等で細々と百姓をやらせていただいております。よろしく願いいたします。

○臨時議長　13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君　佐藤剛でございます。5期目になります。長い議員経験が無駄にしないように、またこの議場の中で皆さんと議論を尽くしたいと思っております。浦佐に住んでいまして、職業は一応、登録は行政書士ということになってはいますが、実質、市議会議員一本で行っております。また、今期一生懸命やりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○臨時議長　14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君　おはようございます。寺口友彦であります。住所は旧塩沢町君沢でございます。職業は自営業、学習塾を経営しております。田んぼが少々であります。当選以来、住民の皆様が主役という立場を貫いております。5期目もそのつもりでやります。よろしく願いいたします。

○臨時議長　15番・中沢一博君。

○中沢一博君　中沢一博でございます。出身、住所、五日町でございます。早いもので、皆さんの多くの支援のおかげで5期目を迎えることができました。初心に返って、初めてこの場所に登壇した頃を大切にやってまいりたいと思っております。仕事は五日町で小さな旅館業を営んでおります。これから本当に市政発展のため、また市民の福祉向上のため、全力で頑張っている決意でございます。大変お世話になりますが、よろしく願いいたします。

○臨時議長　16番・鈴木一君。

○鈴木 一君　大勢の傍聴者でびっくりしておりますが、鈴木一です。出身は旧塩沢町の樺野沢というところです。上越国際スキー場の麓であります。職業はいろいろやっています、議員を除けば4つの穴の空いたわらじを履いておりますので、そろそろわらじを捨てなければいけないのかと感じているところでもあります。4期目、女房には2期だけ出してくれという願いをして出馬したわけですが、とうとう4期目、一生懸命やらせていただきます。よろしく願いいたします。

○臨時議長　17番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君　おはようございます。塩谷寿雄です。南魚沼市大里に住んでおります。職業は飲食業を営んでおります、とともに市議会議員を務めております。しっかり4年間務めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○臨時議長　18番・牧野晶君。

○牧野　晶君　牧野晶です。住所は石打村関です。職業は会社役員、飲食業を営んでおります。これからも一生懸命頑張っていきたいと思っております。それこそ、20年と8か月のご恩に報いるためにも、より一層努力してまいります。よろしくお願いいたします。

○臨時議長　19番・桑原圭美君。

○桑原圭美君　おはようございます。桑原圭美と申します。住所は、住んでいるところは塩沢町の塩沢というところです。4期目に入らせていただきました。サラリーマン時代過ごした期間と議員で過ごした期間が同じになりました。また新たな気持ちで皆様方のご指導をいただきながら頑張りますので、よろしくお願いいたします。

○臨時議長　20番・小澤実君。

○小澤　実君　おはようございます。茗荷沢新田出身の小澤実と申します。職業は農業であります。市政発展のために一生懸命尽力してまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○臨時議長　21番・黒滝松男君。

○黒滝松男君　おはようございます。住所は城内の上出浦というところに住んでおります。黒滝松男と申します。職業は農業でございます。年齢を申し上げますと、70歳と10か月になりました。よろしくお願いいたします。

○関　常幸君　関常幸です。出身は浦佐です。職業は八色原を開田して以来の組合の役員をしております。議員の一人一人の力は小さいですが、この22人の議会力で市政発展のために尽くせればと思っております。よろしくお願いいたします。

○臨時議長　以上で、議員の自己紹介を終わります。

○臨時議長　ここで、林市長からご挨拶をいただきたいと思っております。林市長、よろしくお願いいたします。

市長。

○市　　長　改めまして、おはようございます。紹介いただきました林茂男であります。私も平成21年にこのような空気の中、この場に立たされたことが本当に昨日のこのようであります。大変緊張しまして、ここに立った瞬間、足が震えていたことを今も覚えております。まさか市長になるとは思いませんでしたけれども、今こうやって議会の新しい皆さん、気持ちを新たに臨まれる新しい皆さん、22名の前に立ちまして、本当に一緒に頑張らせていただく勇気が湧いてきております。

市のほうは様々な課題に直面しています。一々挙げるにも枚挙にいとまがありませんが、少子高齢化の問題、ごみ処理場の問題、はたまた様々ございますけれども、全て皆さんも共通の思いで、この地域をどうやってよりよきものに——ここで生まれて、暮らせて、そして

またはここにやって来られてここに住むことになった皆さんも含めて、多くの皆さんが南魚沼市ですばらしい人生を全うできる、そういう状況をつくらんがためにここにいらっしやっているとしますので、同じ気持ちで私も取り組ませていただきます。

本当に議員の活動は激務であります。ぜひとも健康には十分ご留意いただきまして、皆さんを押し上げていただいたお一人お一人の気持ちが、この場所で少しでも多くの形となって市の発展に皆さんと一緒に取り組むことを心から期待申し上げ、私からの歓迎の挨拶にさせていただきたいと思います。ぜひとも、ここで丁々発止やったり、そして大いに語ったり、大いに共通目的を持って、それぞれ立場が違う部分はありますが、やればと、心から期待申し上げておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。本日は誠におめでとうございませう。そしてありがとうございます。

以上です。

○臨時議長 市長、ありがとうございます。

○臨時議長 次に、市職員の紹介を岡村副市長からお願いいたします。

岡村副市長。

○岡村副市長 おはようございませう。副市長を拝命してございませう岡村でございませう。よろしくお願ひ申し上げます。議員各位におかれましては、このたびのご当選、誠におめでとうございませう。お祝いを申し上げますとともに、選良として市民、市政のために健康にご留意されてご活躍されることをご祈念申し上げます。

それでは、初議会でございませうので、執行部、行政委員会の幹部職員を紹介させていただきます。最初に議長席に向かいまして左側前列、議長席側から順に苗字と職名を申し上げます。

最初でございませうが、私の隣でございませうが、外山副市長でございませう。

○岡村副市長 次に、石田総務部長でございませう。

○総務部長 総務部長の石田です。よろしくお願ひいたします。

○岡村副市長 次に、平賀市民生活部長でございませう。

○市民生活部長 市民生活部長の平賀と申します。お世話になります。よろしくお願ひいたします。

○岡村副市長 次に、南雲福祉保健部長でございませう。

○福祉保健部長 福祉保健部長の南雲であります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○岡村副市長 次に、腰越産業振興部長でございませう。

○産業振興部長 腰越でございませう。産業振興部長です。よろしくお願ひいたします。

○岡村副市長 後列、左側、本日は公務のため欠席をさせていただきますが、古藤農業委員会事務局長の席ということになります。

○岡村副市長 次に、高橋企画政策課長でございませう。

○企画政策課長 高橋です。よろしくお願ひいたします。

○岡村副市長 次に、岩井財政課長でございませう。

- 財政課長 財政課長の岩井です。よろしくお願いします。
- 岡村副市長 次に、南雲総務課長でございます。
- 総務課長 総務課長、南雲です。よろしくお願いいたします。
- 岡村副市長 次に、宮崎秘書広報課長でございます。
- 秘書広報課長 秘書広報課長の宮崎です。よろしくお願いします。
- 岡村副市長 次に、議長席に向かいまして右側、前列でございますが、岡村教育長でございます。
- 教育長 教育長、岡村でございます。よろしくお願いします。
- 岡村副市長 次の席、本日は公務のため欠席をさせていただいておりますが、宮永病院事業管理者の席でございます。
- 岡村副市長 次に、片桐代表監査委員でございます。
- 代表監査委員 監査委員の片桐でございます。よろしくお願いいたします。
- 岡村副市長 次に、南雲建設部長でございます。
- 建設部長 建設部長の南雲でございます。よろしくお願いします。
- 岡村副市長 次に、内藤上下水道部長でございます。
- 上下水道部長 上下水道部長の内藤です。どうぞよろしくお願いします。
- 岡村副市長 前列、最後でございますが、若井消防本部消防長でございます。
- 消防長 消防長の若井と申します。どうぞよろしくお願いします。
- 岡村副市長 次に、後列右側からいきますが、山崎会計管理者でございます。
- 会計管理者 会計管理者、山崎です。よろしくお願いいたします。
- 岡村副市長 次に、中沢監査委員事務局長でございます。
- 監査委員事務局長 監査委員事務局長の中沢と申します。よろしくお願いいたします。
- 岡村副市長 次に、佐藤病院事務部長でございます。
- 市民病院事務部長 病院事務部長、佐藤です。よろしくお願いいたします。
- 岡村副市長 次に、片桐教育部長であります。
- 教育部長 教育部長の片桐です。よろしくお願いいたします。
- 岡村副市長 なお、議場に出席はしておりませんが、議案審議の関係で担当課長が出席する場合がありますので、議席に名簿を配付させていただいております。ご利用いただければと思います。

最後に、私ども職員も気持ちを新たに執行に当たってまいりますので、議員各位におかれましては特段のご指導、ご支援をお願い申し上げまして、執行部等の管理職の紹介を終わります。

以上でございます。

- 臨時議長 岡村副市長、ありがとうございました。
- 臨時議長 ここで暫時休憩といたします。

[午前 10 時 06 分]

○臨時議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

[午前 10 時 12 分]

○臨時議長 日程第 2、選挙第 1 号 議長選挙についてを行います。事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長。

○議会事務局長 それでは、朗読申し上げます。選挙第 1 号 議長選挙について。地方自治法第 103 条第 1 項の規定により、南魚沼市議会議長を選挙する。令和 3 年 11 月 9 日提出。南魚沼市議会臨時議長・関常幸。

以上でございます。

○臨時議長 選挙は投票で行います。

○臨時議長 議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○臨時議長 ただいまの出席議員は 22 名であります。

○臨時議長 次に、立会人の指名を行います。会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に仮議席番号 1 番・黒岩揺光君、2 番・川辺きのい君を指名いたします。

[「了承」と叫ぶ者あり]

○臨時議長 投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に議長として適任と思われる方の氏名を記入願います。それでは、投票用紙の配付をお願いいたします。

[投票用紙配付]

○臨時議長 投票用紙の配付漏れはありますか。

[「なし」と叫ぶ者あり]

配付漏れなしと認めます。

○臨時議長 投票箱を点検いたします。

[投票箱の点検]

投票箱、異常なしと認めます。

○臨時議長 ただいまから投票を行います。仮議席番号 1 番の議員から順次投票してください。

[投票]

○臨時議長 投票漏れはありますか。

[「なし」と叫ぶ者あり]

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

○臨時議長 開票を行います。黒岩揺光君及び川辺きのい君、開票の立会いをお願いいたします。

[黒岩揺光君及び川辺きのい君立会いの上、開票]

○臨時議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数 22 票、有効投票 22 票、無効投票ゼロです。塩谷寿雄君 16 票、大平剛君 3 票、中沢道夫君 2 票、佐藤剛君 1 票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 6 票であります。したがって、塩谷寿雄君が議長に当選されました。

○臨時議長 議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長 ただいま議長に当選されました塩谷寿雄君が議場におられますので、会議規則第 32 条第 2 項の規定により、塩谷寿雄君に議長当選の告知をいたします。

○臨時議長 議長に当選されました塩谷寿雄君から挨拶をお願いいたします。

17 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 今ほど投票してくださいました議員の皆様、大変ありがとうございました。そして、10 月いっぱいまで務めていただきました小澤議長、大変お疲れさまでございました。小澤議長をはじめ歴代議長がやってきたこと、そしてまた自分らしさを出してやっていきたいと思ひますし、本当に身が引き締まる思いでございます。しっかり務めてまいりますので、皆様方の協力をよろしくお願ひします。大変ありがとうございました。

〔拍手〕

○臨時議長 塩谷議長、おめでとうございます。議長席にお着き願ひます。

これをもって臨時議長の職務は全て終了いたしました。皆様のご協力、大変ありがとうございました。

〔拍手〕

〔議長交代〕

○議長（塩谷寿雄君） ここで休憩といたします。休憩後の再開を 10 時 45 分といたします。

〔午前 10 時 27 分〕

○議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午前 10 時 43 分〕

○議長 お諮りいたします。本日の追加議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程（第 1 号の追加）といたしたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、追加議事日程につきましては、お手元に配付した議事日程（第 1 号の追加）とすることに決定いたしました。

○議長 日程第 1、議席の指定を行います。議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定により、ただいま着席の仮議席をそのまま本議席として指定いたします。

○議長 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定により、議席番号 3 番・大平剛君及び 4 番・目黒哲也君の両名を指名いたします。

〔「了承」と叫ぶ者あり〕

○議 長 日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。本臨時会の会期は、本日11月9日の1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日11月9日の1日間と決定いたしました。

○議 長 ここで、議会事務局長から発言を求められていますので、これを許します。
議会事務局長。

○議会事務局長 次の日程第5、選挙第2号から日程第11、選挙第4号までと、日程第16、発議第9号及び日程第17、発議第10号の配付案件につきましては、議長の氏名が記入されておられません。各自、当該箇所に「塩谷寿雄」と議長名を記入いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議 長 日程第4、諸般の報告を行います。

報告はお手元に配付のとおりといたします。

○議 長 ここで暫時休憩といたします。

〔午前10時45分〕

○議 長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

〔午前10時51分〕

○議 長 日程第5、選挙第2号 副議長の選挙についてを行います。事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長。

○議会事務局長 それでは、朗読いたします。選挙第2号 副議長の選挙について。地方自治法第103条第1項の規定により、南魚沼市議会副議長を選挙する。令和3年11月9日提出。南魚沼市議会議長・塩谷寿雄。

以上でございます。

○議 長 選挙は投票で行います。

○議 長 議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議 長 ただいまの出席議員数は22名であります。

○議 長 次に、立会人の指名を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に議席番号5番・梅沢道男君及び6番・田中せつ子君を指名いたします。

〔「了承」と叫ぶ者あり〕

○議 長 投票用紙を配付いたします。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に副議長として適任と思われる方の氏名を記載願います。それでは、投票用紙の配付をお願いいたします。

〔投票用紙配付〕

○議 長 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

○議 長 投票箱を点検いたします。

〔投票箱の点検〕

異常なしと認めます。

○議 長 ただいまから投票を行います。議席番号1番の議員から順次投票してください。

〔投票〕

○議 長 投票漏れはありますか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

○議 長 開票を行います。梅沢道男君及び田中せつ子君、開票の立会いをお願いいたします。

〔梅沢道男君及び田中せつ子君立会いの上、開票〕

○議 長 投票の結果を報告いたします。

投票総数22票、有効投票22票、無効投票ゼロ票。清塚武敏君16票、中沢一博君3票、川辺きのい君2票、佐藤剛君1票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。したがって、清塚武敏君が副議長に当選されました。おめでとうございます。

○議 長 議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議 長 ただいま副議長に当選されました清塚武敏君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、清塚武敏君に副議長当選の告知をいたします。

○議 長 副議長に当選されました清塚武敏君から挨拶をお願いいたします。

12番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 改めまして、おはようございます。先ほど所信で申し上げましたので、長くは申し上げませんが、改めまして副議長という大きな大役を私のこの小さな体にまた背負わせていただくこととなりました。先ほど申し上げましたように、塩谷議長を支え、そして皆さんの思い、そしてクッション役として議会をまとめていければと思っております。まずは議会のコンプライアンス、そして先日ありました議員研修の中で議会としての議員信条、その辺をしっかりと自分でもまた勉強して初心に返り、頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

〔拍手〕

○議 長 日程第6、報告第5号 常任委員会委員の選任についてを行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長においてお手元に配付しました名簿のとおり指名いたします。

以上で、報告第5号 常任委員会委員の選任についてを終わります。

○議 長 日程第7、報告第6号 議会運営委員会委員の選任についてを行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長においてお手元に配付しました名簿のとおり指名いたします。

以上で、報告第6号 議会運営委員会委員の選任についてを終わります。

○議 長 ここで、常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長互選のため、休憩といたします。再開を11時40分といたします。

[午前11時03分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午前11時40分]

○議 長 日程第8、報告第7号 常任委員会の正副委員長の選任についてを行います。事務局長に報告させます。

議会事務局長。

○議会事務局長 それでは、報告第7号 常任委員会の正副委員長の選任についてご報告いたします。報告第7号の表の空欄部分に各自ご記入をお願いいたします。敬称は省略させていただきます。

総務文教委員会委員長・寺口友彦、副委員長・桑原圭美。産業建設委員会委員長・吉田光利、副委員長・梅沢道男。社会厚生委員会委員長・目黒哲也、副委員長・田中せつ子。

以上でございます。

○議 長 常任委員会の正副委員長につきましては、ただいまの事務局長の報告のとおりであります。

ここで、各常任委員長から挨拶をいただきます。まず、総務文教委員長・寺口友彦君の挨拶をお願いいたします。

総務文教委員長。

○寺口総務文教委員長 先ほど行われました総務文教委員会において総務文教委員長を拝命いたしました、市民クラブの寺口友彦であります。5期目になりますけれども、南魚沼市は合併以来、スリムな行政サービスの仕組みづくりということが課題でありました。特にこの時代の流れの中で行政サービスのデジタル化という大きな問題を抱えております。そして公共施設の統廃合等々ありまして、非常に大きな問題を抱えた、担当する委員会であります。新しい委員の方もいらっしゃるし、ベテラン議員もいますので、いろいろな議論をしていただきまして、調査、提言というものをきっちりとした委員会にしていってほしいという思いであります。よろしく願いいたします。

[拍手]

○議 長 次に、産業建設委員長・吉田光利君。

産業建設委員長。

○吉田産業建設委員長　ただいま産業建設委員会におきまして委員長を拝命いたしました、改めて吉田光利でございます。このコロナ禍、アフターコロナの中で、今、産業建設委員会の役割は大変大きいものがあると思っております。各産業が元気になるように、委員会としてしっかりと取り組ませていただきたいと思います。委員の皆様はじめ関係各位のご指導、ご鞭撻のほどお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔拍手〕

○議　　長　　次に、社会厚生委員長・目黒哲也君。

社会厚生委員長。

○目黒社会厚生委員長　ただいま開催されました社会厚生委員会におきまして、社会厚生委員長を拝命いたしました目黒哲也でございます。社会厚生委員会においては、住民の暮らしに密着した課題が多く、大事な大きな課題が山積をしております。委員の皆様方の協力ももちまして、市民のさらなる安心と市民の福祉向上に努めてまいる決意でございます。どうぞ皆様方、よろしくお願いいたします。

〔拍手〕

○議　　長　　以上で、報告第7号　常任委員会の正副委員長の選任についてを終わります。

○議　　長　　日程第9、報告第8号　議会運営委員会の正副委員長の選任についてを行います。事務局長、報告をお願いします。

議会事務局長。

○議会事務局長　それでは、報告第8号　議会運営委員会の正副委員長の選任についてご報告いたします。敬称は省略させていただきますので、各自ご記入をお願いいたします。

委員長・塩川裕紀、副委員長・勝又貞夫。

以上でございます。

○議　　長　　議会運営委員会の正副委員長については、ただいまの事務局長の報告のとおりでございます。ここで、議会運営委員長・塩川裕紀君から挨拶をお願いいたします。

議会運営委員長。

○塩川議会運営委員長　先ほどの議会運営委員会で、議会運営委員長を拝命いたしました塩川裕紀でございます。議長、副議長と連携を密にし、そして委員の皆さんとしっかりと話し合っ、これからまた間違いのない南魚沼市の議会をしっかりと運営していきたいと思っておりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

〔拍手〕

○議　　長　　以上で、報告第8号　議会運営委員会の正副委員長の選任についてを終わります。

○議　　長　　日程第10、選挙第3号　新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙に

ついてを行います。

○議 長 お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

○議 長 お諮りいたします。指名の方法については議長が指名することとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。議長が指名することに決定いたしました。

○議 長 新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員に目黒哲也君を指名します。

○議 長 お諮りいたします。ただいま議長が指名した目黒哲也君を、新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。ただいま指名しました目黒哲也君が、新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

○議 長 ただいま新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました、目黒哲也君が議場におられます。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、当選の告知をいたします。

○議 長 日程第 11、選挙第 4 号 魚沼地域特別養護老人ホーム組合議会議員の選挙についてを行います。

○議 長 お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

○議 長 お諮りいたします。指名の方法については議長が指名することとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。議長が指名することに決定いたしました。

○議 長 魚沼地域特別養護老人ホーム組合議会議員に目黒哲也君を指名します。

○議 長 お諮りいたします。ただいま議長が指名した目黒哲也君を、魚沼地域特別養護老人ホーム組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。ただいま指名しました目黒哲也君が、魚沼地域特別養護老人ホーム組合議会議員に当選されました。

○議 長 ただいま魚沼地域特別養護老人ホーム組合議会議員に当選されました、目黒哲也君が議場におられます。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、当選の告知をいたし

ます。

○議 長 ここで休憩いたします。再開を1時15分いたします。

[午前11時52分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後1時14分]

○議 長 お諮りいたします。本会期中の付議事件は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、また、議案等に対する市長の提案理由説明は予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、本会期中の付議事件は、委員会付託を省略し、また、議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明といたします。

○議 長 日程第12、第23号報告 専決処分した事件の承認について（令和3年度南魚沼市一般会計補正予算（第8号））を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第23号報告 令和3年度南魚沼市一般会計補正予算（第8号）につきまして、専決処分といたしましたのでご説明を申し上げます。

本補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症関連の第9弾目となる経済支援策に係る経費の計上となっております。去る9月24日、第20回南魚沼市議会新型コロナウイルス感染症対策連絡会議において、ご説明申し上げた内容であります。

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の度重なる延長などにより、極めて厳しい状況に置かれている飲食業、宿泊業などの事業者の皆様に対し、直接的に効果が及ぶ形で、南魚沼市ががんばる事業者特別支援金——そういう名称で支援するものであります。これは、1事業者につき1回を限度として、国の雇用調整助成金や緊急雇用安定助成金及び県の飲食関連事業者等への事業継続支援金の受給者の皆さんに対して30万円、営業時間の短縮に協力した飲食業事業者への感染拡大防止協力金の受給者の皆さんに対して10万円のいずれかを上乗せで追加して支援するものであります。対象事業者は合計で570件を想定しています。

歳出では、7款1項商工費に、商工業振興補助事業として1億190万円を計上し、歳入では、8月下旬に国から追加内示があった新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金7,941万円のほか、財政調整基金から2,000万円を繰り入れ、端数は予備費で調整をしたところであります。

以上によりまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,941万5,000円を追加し、総額を332億5,904万円としたものであります。

9月30日をもって全国に発出されていきました緊急事態宣言、まん延防止等重点措置は解除

されましたが、経済活動が従前のように活性化するには今しばらく時間がかかる見通しであり、その前段のつなぎ支援として、可能な限り早期に実施する必要があると認めましたことから、9月28日付で専決処分としたものでございます。よろしくご審議いただきまして、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

3番・大平剛君。

○大平 剛君 では、13ページ、商工業振興補助事業費のほうで2点聞かせていただきたいと思います。まず1点目ですが、570件ということですがけれども、これは実数に合わせて570件としたのでしょうか。570件の根拠を教えてくださいたいと思います。

また、事務委託料が出ていますけれども、これの中に支援金の……宣伝というか、こういう支援金がありますという告知料も含まれているのか。その点を少し聞かせていただきたいと思います。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 それでは、1番目のご質問に対してお答えさせていただきます。市の予算の見積りの内容ですが、雇用調整助成金が150事業者、新潟県継続支援金の受給者が70事業者、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の受給者が350事業者と見積もって計算しております。

1番目は以上です。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 2点目です。事務委託料については、各商工会さんに申請の受付までを含めて事務委託をしています。その中で商工会さんのほうも各商工会で商工会報があります。そちらのほうを会員さんのほうにお出ししていますので、そちらを通じて告知しておりますし、宿泊業については観光協会等からも一応、文書が出ているという形になっております。

以上です。

○議 長 7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 専決ということで、もう既にもらった方、大変喜んでいただける方はいらっしゃいますが、今までの実績がもし分かったら教えてください。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 11月5日現在の支援金の実績でございますが、合計で241件。金額は5,050万円となっております。

以上です。

○議 長 ほかに。

18番・牧野晶君。

○牧野 晶君 同じなのですが、例えば雇用調整助成金とかというのは、非常に会社にとっては助かっている点もあります。例えば今、3月まで特例になるなんていう話もあります。

こういう補助金を受けている方に、要はいつまで事業がなかなか大変だったかということを知りたいチャンスだと思うのです。そういうアンケートをとって、コロナだってまたいつこういうふうになるか分からないし、そういうときのデータをちゃんと取っておくべきだと思うのです。この補助金をやる代わりにアンケートに協力しろよというのを今後していく方法もできるのではないかと思うのですが、そうやって実際どのぐらい回っているのかというのを——市内の業者の体力というか、それを調べることもいいと思うのですが、そういう考えはあるのかどうか。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 牧野議員のおっしゃったアンケートですが、この支援金に合わせてアンケートを全部とっております。今まで回答がありましたのは、183件となっております。

以上です。

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 内容的には大体分かりましたけれども、財政運用的なことで1点伺いたします。財政調整基金繰入金2,000万円あります。今年度1億円を超えた予備費があるのですが、私の感覚からすると予備費がそれだけあれば、予備費のほうを先に手配したほうがいいのかという思いもあるのですけれども、ここら辺の意図と伺いますか、そこら辺の考え方だけお願いします。

○議 長 財政課長。

○財政課長 佐藤議員のご質問にお答えいたします。財源のところですが、直前の9月議会の補正のところ、1億円を今後のコロナ対策、経済支援策のほうに一旦積み立てると。予備費につきましては、今後、除雪ですとか災害、そういったところの部分という考え方で進めてきたところでありまして、今回この考えを基に2,000万円の部分については、市のほうの財政調整基金を取り崩した上で、やむを得ない部分の経済活動の支出ということで整理して財源といたしたところでありまして。

以上です。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 支給事業の対象者のほうでありますけれども、令和3年度中に決定を受けた市内事業者、またはこれから受ける市内事業者ということで我々は説明を受けたわけでありまして、先ほど実績の数字が出ました。やはり一番心配しているのは、これから受ける市内事業者。今まで頑張ってきたけれども、もうとても我慢できないというような事業者が出ているのではないかと思います。実績の中で、受けた事業者とこれから受ける事業者ということでの数が分かれば教えていただきたい。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 先ほど商工観光課長のほうが想定する件数をまず申し上げたと思います。今その実績として5,050万円ということで、予算額としては1億1,000万円ですので、今ちょうど50%執行している形になります。受付自体が12月24日までということで、あと1か

月半ございます。ですので、その中でやはりまだこの条件に該当する事業者さん、時短協力要請金も受付件数はこれからも出てくると思いますので、その辺を含めた中で実数が上がっていくものと思います。

以上です。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 そうすると、50%ぐらいであるという今現在の中では、対象者として想定していたこれから受ける市内事業者というのはまだ出ていないということですかね。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 はい、まだ、出ていないと想定しています。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第23号報告 専決処分した事件の承認について（令和3年度南魚沼市一般会計補正予算（第8号））は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第23号報告は提出のとおり承認することに決定いたしました。

○議 長 日程第13、第79号議案 財産の取得について（スポ備第2号 欠之上クロスカントリーコース圧雪車 1台）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第79号議案 財産の取得についてご説明申し上げます。

本議案は、南魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定をします、予定価格2,000万円以上の動産の買入れでございます。地方自治法第96条第1項第8号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

議案書の1ページをお願いいたします。1番目、取得する財産の表示でありますけれども、圧雪車——欠之上クロスカントリーコースで使用する圧雪車であります。

2番目、取得の方法は、指名競争入札。3番目、取得金額は、3,553万円。契約の相手方は、

長岡市城岡、株式会社大原鉄工所であります。

めくっていただいて3ページであります。物品購入仮契約書でありまして、契約期日は、令和3年10月18日。納入期限は、令和3年12月24日であります。議会の議決をもって本契約とみなすものでございます。

めくっていただいて4ページであります。入札調書でありまして、当市の入札参加資格者名簿に登載されまして、圧雪車の取扱いのある7者を指名いたしましたけれども、記載にありますとおり4者が辞退をいたしまして、残る3者からの応札によりまして、税抜き価格3,230万円、落札率95.0%で落札となっております。

5ページは、契約相手方の概要であります。一番下、4の納入実績を見ますと、ほぼ毎年度でありますけれども、全国各地に納入実績がございます。

6ページから仕様書になっております。中身は省略いたしますが、9ページが、外観図となっております。

以上で、第79号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 2点お伺いいたします。これを入れ替える前の圧雪車でありますけれども、相当老朽化ということでありました。結局もう廃車にしなければならないという状況までいったのかどうかということ——前はそのような話であったと思うのですけれども。

もう一点は、欠之上のところ、夏場でありますけれども、格納する場合に作業シート、ブルーシートみたいなもので覆っておいて外に置くというのがすごく見受けられたのであります。モンスターパイプの圧雪車のときにも申しましたが、ああいうものは格納庫に入れておかないと、要するに傷みが非常に激しいというところもあったので、今後、格納のやり方ということについてはどのようにするつもりなのか。

以上、2点お願いします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 圧雪車の入替え前の車両についてというご質問でございますが、平成6年の型式でございまして、非常に性能が落ちております。これは経年劣化によるものでございます。既に登坂能力がなくなっておりまして、コース整備などができない状態ということになっておりますので、ここで入替えをさせていただくような形にさせていただいたこととなります。

また、格納庫の件でございますが、おっしゃるようにブルーシートでくるんでというようなことで保管しております。今回も格納庫があるわけではございませんので、同じような形で格納することを現在は考えております。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 クロスカントリーのところには専従といえますか、ベテランの方を1人配

置して、圧雪車を含めていろいろなところを見ていただいているわけであります。こういうような大型については、結局毎年どういう形でやっているかということは分かりませんが、きちんとしたメンテナンスを実施していかないと——今回も平成6年で26年ぐらいたったというのがありますけれども、確かどこから移住してきたといいますか、当初からクロスカントリーにあったのではないものをここに持ってきたというのを確か聞いていると思います。

そういうのを考えると長持ちさせるということであるならば、やはり専従の人も含めてメンテナンスに専門的な知識も必要ではありますし、格納庫ということは非常に大きな問題かと思っています。今のところ格納庫というのは考えていないということであるとすれば、長く使うということであれば、そこら辺は考えていかざるを得ないのではないかと思いますけれども、そこら辺について検討した経緯等あれば、お聞かせ願いたい。

○議 長 教育部長。

○教育部長 おっしゃる意味はよく分かります。新しく買ったものをできるだけ長く使うということは基本だと思いますので、十分検討してまいりたいと思いますが、現時点で格納庫はございませんので、どのようなメンテナンスが一番よろしいのかということを内部で協議させていただきたいと思います。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 入札の件で1点だけお聞きしたいのです。説明では圧雪車の実績があるところ7者に指名競争入札ということで出したのですが、半分以上が辞退されているということです。それは会社の考え方なので、それをどうしようこうしようということではないのですけれども。これだけ辞退の数が半分以上、多いとなると、せっかく健全な入札を望んで指名競争入札方式を取ったのでしょうけれども、指名の段階でやはり規模的にその会社に無理があったとか、ここが駄目だったとか、そういうところの配慮といいますか、そういうところは検討しながら指名を出しているのかということをお聞きしたい。

○議 長 財政課長。

○財政課長 こちらの指名につきましては、当然、市の指名審査委員会の規定に基づきまして挙げております。そして今回につきましては、市内及び近隣市町村に本社または営業所があったり、雪上車を扱っているということ、あとメーカーということで、当市に参加申込資格があるところについて、適正な競争原理を働かせるために指名をしたということでございます。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか……

1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 ありがとうございます。黒岩です。

○議 長 番号と名前を名のってから。

○黒岩揺光君　　すみません。先ほど寺口議員からの質問にもあったのですが、入替え前の圧雪車の状態、平成6年に購入されたものですが、性能が落ちて登坂能力が落ちたということです。市民に分かりやすいように、それを使うことによって市民がどういった不利益を被っているかというのを、もうちょっと分かりやすく説明いただきたいと思ひまして。26年たったということですが、入替え前のものは平均してどれぐらい寿命があったのかとか、そういった情報があったら教えていただきたいと思ひます。

○議　　長　　教育部長。

○教育部長　　市民への不利益という点でございますけれども、平成6年の、前の圧雪車につきましては、ここでメンテナンスをすると1,500万円程度かかりますということで見積りをいただいたところでございます。それであれば、今回県の補助金が1,200万円頂けるということで内示もいただいておりますので、それを含めて新しい車両を購入したいということで、今回の入札に至っております。

あと、新しい圧雪車がないままですと、大会運営ができないということで、圧雪車1台では日常の整備はできるのですが、大会などになったときに、コース整備、駐車場整備、建物回りといったところの整備ができないということで、どうしても2台、運営には必要だということで入替えとさせていただきます。

寿命の件でございますけれども、車両としての耐用年数は恐らく7年だと思いますが、メーカーさんにお聞きしますと、10年、あるいはメンテナンスをよくして15年というようなことと言われております。購入から26年、27年が経過しておりますので、経年劣化が進んだものと考えております。

○議　　長　　1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君　　ありがとうございます。先ほどの話だと、もともと……

○議　　長　　マスクを外して。

○黒岩揺光君　　もともと、去年は何台だったのですか、1台だったのですか、2台だったのですか。そこが分からなくて。もともと——先ほど2台あれば大会が開かれるとおっしゃっていましたが、去年の段階では2台あって大会を開いて、1台が駄目になったからもう一台購入するという状況なのか、そこを今把握できなくて。大会をするに当たって、1台では駄目というのはどういうことなのかということです。もう一度その部分、よろしいですか、すみません。

○議　　長　　教育部長。

○教育部長　　欠之上のクロスカントリーコースにはもともと2台の圧雪車がございました。1台は今ほど申し上げた平成6年、もう一台は平成23年の型でございます。毎年メンテナンスをしながらきていたわけですが、平成6年の型につきましては、経年劣化が著しいということで、ここで入替えをさせていただきたいということでございます。

先ほどの繰り返しになりますけれども、1台であれば日常のコース整備などは可能なのですが、大会運営そういったものにつきましては、どうしても2台必要だということで、

2台をクロスカントリーコースで使用させていただきたいと考えております。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 どうもありがとうございます。そういう説明が最初からあると、物すごく分かりやすいし、市民のほうも理解がしやすいと思うので、最初こういうのが2台ありまして、1台が経年劣化したから——昨年、この2台で大会を開いたわけですよね。恐らく何かしらの不利益があったと思うので、そういった説明があると、とても分かりやすくなると思いました。どうもありがとうございました。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第79号議案 財産の取得について（スポ備第2号 欠之上クロスカントリーコース圧雪車 1台）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第79号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第14、第80号議案 南魚沼市監査委員の選任についてを議題といたします。地方自治法第117条の規定によって、関常幸君の退場を求めます。

〔関常幸君退場〕

○議 長 本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第80号議案 南魚沼市監査委員の選任につきまして、提案理由を申し上げます。

このたび、議会議員のうちから選任をする監査委員としてご尽力いただいております関常幸氏が、令和3年10月31日をもって任期満了となりました。

関常幸氏を再度選任させていただきたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、ご同意をお願いしたいものであります。

関常幸氏の経歴につきましては、資料のとおりであります。令和元年11月から監査委員をお務めいただいております。

皆様ご承知のとおり、関常幸氏は豊富な経験を持ち、人格、識見とも申し分なく、監査委員をお任せするに最適の方でありますので、議会のご同意を賜りたいものであります。なお任期につきましては、選任の日より議会議員としての任期中であります。よろしくご審議い

ただきまして、ご同意を賜りますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 まず、2 点お伺いします。議会選出の監査委員を務めることによって、議員活動に何かしらの影響は出るのでしょうかということ、まず1 点。

2 点目。今年2 月住民監査請求がございました。2 月2 日にありました。この住民監査請求、2 人の監査委員がおられますけれども、当時、関常幸議員も監査委員でしたが、この住民監査請求に関監査委員は参加されておられません。その参加されなかった理由を教えてください。

○議 長 では、2 点目の質問に対して。

代表監査委員。

○代表監査委員 黒岩議員の2 点目の質問ですけれども、今年、住民監査請求があった事実はそのとおりでございます。監査委員2 名で、本来であれば住民監査請求の監査、審査に対応すべきところは、それはもう当たり前のことでございます。

関監査委員につきましては、議員を兼職されておるという形の中で、議員の立場として監査請求に関わる内容の対象者——既に公示されておりますので、名前は差し控えますが、県会議員の先生でございます——と少なからずも関係がございますという判断の下、監査委員として監査請求する立場に当たることは不適切であろうかという自己判断の下、辞退をいたしました。ですので、結果としては代表監査委員である私一人で住民監査請求に対応させていただいております。

○議 長 監査委員事務局長。

○監査委員事務局長 黒岩議員からの1 点目のご質問に答弁させていただきます。議員選出の監査委員になることによって、議員活動に何か制限があるかというお尋ねであったかと理解しております。監査において守秘義務というものが地方自治法、あと監査基準にも定めがございます。監査ということで、市のいろいろな事務について十分内容を知り得る立場になろうかと思えます。そこで知り得た秘密を基に議員活動をされるということがもしあれば、それについてはご遠慮いただくという形にはなろうかと思えます。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか……

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 どうもありがとうございます。市長にお聞きます。関議員が今回、監査委員に最適とおっしゃいました……

○議 長 市長に聞くことはできない。

○黒岩揺光君 すみません、申し訳ないです。監査委員は業務上知り得た情報を基に議員活動はできません。しかし、一般質問に参加することに関しては特に特定の記載はございませんでした。関議員は今年6 月のブログにこう書いてあります。監査委員で一般質問や議会

審議の発言は控えていたと。そしてさらに今年2月の住民監査請求には辞退されております。特に法律上の規定では、住民監査請求には監査委員として参加できたにもかかわらず、自ら申し出て参加をしなかった。監査委員になったら議員歳費とは別に報酬が支払われます。関議員は監査委員であるがゆえに一般質問は控えていた、議員活動を控えていた。プラス住民監査請求という、物すごい大事な職務を自ら申し出てやりませんでした。

そういった事実を踏まえて、市長が今、最適者だとおっしゃったけれども、もう一度、関議員が最適だと思われる理由について教えてください。

〔「休憩しよう、討論みたいになってしまうから」と叫ぶ者あり〕

〔何事か叫ぶ者あり〕

○議 長 暫時休憩といたします。

〔午後1時49分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後1時51分〕

○議 長 今ほどの1番・黒岩揺光君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 私としては、先ほど壇上で申し上げたとおりであります。もう一度言わせていただければ、豊富な経験を持ち、人格、識見とも申し分なく、監査委員を任せるのに最適な方だと判断しました。

そして、様々なことにつきましては、個人の識見、また個人の領域だと思っておりますので、私からの発言はする必要はないと考えています。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本案は、人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決いたします。第80号議案 南魚沼市監査委員の選任については、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と叫ぶ者あり〕

異議ありの声があります。反対の声がありますので、起立による採決を行います。

○議 長 本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第80号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議 長 関常幸君の入場を認めます。

〔関常幸君入場〕

○議 長 日程第 15、第 81 号議案 南魚沼市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 81 号議案であります。南魚沼市固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案理由を申し上げます。

このたび、固定資産評価審査委員会の委員としてご尽力いただいております笛木明治氏より、11 月 8 日をもって辞職したい旨の申出書が提出されました。

固定資産評価審査委員会の委員につきましては、該当委員が欠けた場合は、地方税法第 423 条第 4 項の規定によりまして、補欠の委員を選任しなければならないとされておりますので、大竹一夫氏を選任したく、地方税法第 423 条第 3 項の規定に基づきまして、ご同意をお願いしたいものであります。

大竹一夫氏の経歴につきましては、資料のとおりであり、人格、識見ともに優れた方です。なお、任期につきましては、前任者の残任期間となり、選任の日より令和 4 年 12 月 21 日までとなります。よろしくご審議をいただきまして、ご同意を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本案は、人事案件でありますので討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決いたします。第 81 号議案 南魚沼市固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 81 号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議 長 日程第 16、発議第 9 号 南魚沼市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

10 番・吉田光利君。

○吉田光利君 発議第 9 号 南魚沼市議会委員会条例の一部改定について提案理由を説明いたします。

内容については、南魚沼市議会委員会条例の一部、第 4 条第 2 項中、議会運営委員会の定

数9人を7人とするものであります。過去、議員定数削減の経過から、運用上現在7人の委員構成となっている。議員定数22名の規模及びほかの常任委員会の委員構成のバランスを考えると、7人が適当と判断される。また、条例と現状の委員構成の整合性を持たせるために条例の一部改正が必要であり、提案いたします。多くの皆様の賛同をよろしくお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第9号 南魚沼市議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第17、発議第10号 特別委員会の設置について（議会広報編集特別委員会）を議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

10番・吉田光利君。

○吉田光利君 発議第10号 特別委員会の設置について、議会広報編集特別委員会を設置するものとし、提案理由について説明いたします。

議会の役割、議会活動の内容を市民にお伝えすることは、議員として、議会として重要な役割であり、議会の責任と考える。現在、定例会ごとに議会だよりの発行を通じて、市民へ議会の内容を発信している。より親しみやすく継続して市民に伝えることが責任であり、必要と考える。議会広報編集、発行及びこれらに関する調査、研究のため議会広報編集特別委員会の設置を提案いたします。多くの賛同をよろしくお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第 10 号 特別委員会の設置について（議会広報編集特別委員会）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第 10 号は原案のとおり可決されました。

○議 長 追加日程の資料配付のため、暫時休憩といたします。そのままお待ちください。

〔午後 2 時 02 分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後 2 時 04 分〕

○議 長 お諮りいたします。ただいまお手元に配付しました、報告第 9 号 議会広報編集特別委員会委員の選任について、報告第 10 号 議会広報編集特別委員会の正副委員長
の選任について、許可第 1 号 議長の常任委員会委員の辞任について、及び閉会中の継続調査申出についてを日程に追加し、議事日程（第 1 号の追加 2）として、直ちに日程及び議題
としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、報告第 9 号 議会広報編集特別委員会委員の選任について、報告第 10 号 議会広報編集特別委員会の正副委員長の選任について、許可第 1 号 議長の常
任委員会委員の辞任について、及び閉会中の継続調査申出についてを日程に追加し、追加日
程第 1 から追加日程第 4 とし、直ちに日程及び議題とすることに決定いたしました。

○議 長 追加日程第 1、報告第 9 号 議会広報編集特別委員会委員の選任について
を行います。

議会広報編集特別委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、
議長においてお手元に配付しました名簿のとおり指名いたします。

以上で、報告第 9 号 議会広報編集特別委員会委員の選任についてを終わります。

○議 長 ここで、議会広報編集特別委員会の正副委員長互選のため、休憩といたし
ます。再開を 2 時 30 分といたします。

〔午後 2 時 05 分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後 2 時 28 分〕

○議 長 追加日程第 2、報告第 10 号 議会広報編集特別委員会の正副委員長の選任
についてを行います。事務局長に報告させます。

議会事務局長。

○議会事務局長 それでは、報告第 10 号 議会広報編集特別委員会の正副委員長の選任に

ついでご報告いたします。敬称は省略させていただきますので、各自記入をお願いいたします。

委員長・勝又貞夫、副委員長・黒岩揺光。

以上でございます。

○議 長 議会広報編集特別委員会の正副委員長については、ただいまの事務局長の報告のとおりであります。

ここで、議会広報編集特別委員長・勝又貞夫君から挨拶をいただきます。

議会広報編集特別委員長。

○勝又議会広報編集特別委員長 ただいま紹介にあずかりました、議会広報編集特別委員会の委員長を拝命しました勝又貞夫であります。私も議員になってから少なからず広報誌の編集には従事してまいりましたが、まだまだ改善の余地はあると思います。これでいいと思ったら進歩も向上もありません。多少なりとも現状否定の気持ちを持って仕事に取り組んでいきたいと思えます。原稿については、一般質問など議員の皆様方から上げていただく原稿も多いわけでありまして。編集委員会のみならず議員の皆様から協力をいただきながら、少しでもよい広報誌にするべく委員会一丸となって力を尽くす所存であります。そんな思いで今日、就任させていただきました。よろしくお願いいたします。

〔拍手〕

○議 長 以上で、報告第10号 議会広報編集特別委員会の正副委員長の選任についてを終わります。

○議 長 暫時休憩といたします。そのままお待ちください。

〔午後2時29分〕

○副 議 長（清塚武敏君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後2時31分〕

○副 議 長 塩谷議長から、総務文教委員会委員の辞任願が提出されたため、議長を交代いたしました。

○副 議 長 追加日程第3、許可第1号 議長の常任委員会委員の辞任についてを議題といたします。地方自治法第117条の規定によって、塩谷寿雄君の退場を求めます。

〔塩谷寿雄君退場〕

○副 議 長 事務局長に辞任願を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長 それでは、朗読いたします。令和3年11月9日。南魚沼市議会副議長・清塚武敏殿。南魚沼市議会議長・塩谷寿雄。辞任願。このたび総務文教委員会委員に選任されましたが、議長という職責上、委員を辞任したいので許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○副 議 長 お諮りいたします。本件は申出のとおり辞任を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議長の常任委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

○副 議 長 塩谷寿雄君の入場を認めます。

〔塩谷寿雄君入場〕

○副 議 長 塩谷議長と交代のため、暫時休憩といたします。

〔午後 2 時 34 分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後 2 時 35 分〕

○議 長 追加日程第 4、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

○議 長 議会運営委員長から所掌事務について、会議規則第 111 条の規定によって、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査について申出があります。

○議 長 お諮りいたします。議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議 長 以上で、本臨時会に付議されました事件は全て議了しました。

○議 長 これをもって、令和 3 年第 2 回南魚沼市議会臨時会を閉会といたします。
大変ご苦労さまでした。

〔午後 2 時 36 分〕